

原子力の平和的利用における協力覚書

日本国経済産業省及び日本国文部科学省並びに国営公社「ロスアトム」(以下、「当事者」という。)は、

2009年5月12日に作成された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定を想起し、

日本とロシアの組織は、重要なベースロード電源としての原子力の高い水準の安全性と信頼性を達成するという共通の目的があることを考慮し、

それぞれの国の組織にとっての衡平と相互利益の原則に依拠して、以下の共通の認識に達した。

1. 当事者は、2. の分野における、関係組織間の妨げられることのない相互に利益のある協力を促進する。

2. 当事者は、以下の分野における協力の特別な重要性を認識する。

i) 可能な分野での廃棄物管理と廃炉を含め、福島第一原子力発電所における事故の影響に対応すること。

ii) 両国の知識と経験に基づき、革新的な原子力技術を促進することを目的に、人的資源や知見の交流の可能性を調査するための日本とロシアのサイトをつなぐプラットフォームの形成を検討すること。

iii) 障害が存在する場合には、それを取り除くことによって、原子力分野における日本とロシアの企業間の交流を促進すること。

当事者は、協議を行い、特別な重要性を持つ他の分野における協力を特定することができる。

この覚書の枠組みにおける上記の協力及び当事者により特定される他の分野における協力は、それぞれの国の関係組織間の長期的な戦略的パートナーシップの確立を目指すものである。

3. 当事者は、必要に応じて、この覚書の下での協力を進めるために、それぞれの国における他の組織との協議を促進する。

4. 当事者は、2. の各分野における協力の促進について責任を負うそれぞれの国の関係組織を相互に通知する。

5.

i) この覚書の下での調整と協力を促進するため、当事者は、必要と認める場合には、当事者の代表が共同議長を務めるワーキンググループの形で、必要に応じ関係組織の参加を得て、年に1度会議を開催する。

- ii) 当該会議は、共同議長が合意した場所で開催される。
- iii) 当該会議のほかに、必要に応じて、特定のプロジェクトを発展させるための実務レベルの会議を開催することができる。

6. この覚書は、当事者間で到達した協力についての表明であり、国際約束を構成せず、国際法又はそれぞれの国の国内法令の下でいかなる権利及び義務をも確立させるものではなく、また、財政的義務及び（又は）物的義務を当事者に生じさせるものではない。この覚書は、権限を与えられた当事者の代表による署名の日から開始し、5年間継続する。また、当事者の相互の書面による同意により延長することができる。いずれの当事者も、終了を希望する日の6か月前に書面による通告を行うことにより、この覚書の適用を終了することができる。この覚書は、当事者の相互の書面による同意により、修正し、補足することができる。

2016年12月16日に東京で、日本語、ロシア語及び英語により本書2通に署名した。この覚書の項の適用又は解釈に関する相違が生じた場合は、英語の本文が使用される。

日本国経済産業省
を代表して

日本国文部科学省
を代表して

国営公社「ロスアトム」
を代表して
